

財務金融委員会参考人名簿

1. 日時 平成24年3月14日（水）午前9時30分

2. 案件 金融に関する件

3. 氏名

社団法人日本証券投資顧問業協会会长 岩間陽一郎 君
いわまよういちろう

企業年金連合会理事長 村瀬清司 君
むらせきよし

全国卸商業団地厚生年金基金常務理事 神戸厚君
かんべあつし

平成二四年三月十四日（水）

衆議院財務金融委員会

速記録（議事速報）

それのお答えがあつたり、重複している部分が出てくるかと思いますが、私は、三人の方に同じことを質問し、横並びでそれを比べさせていただきて、今後の国会審議に役立てたいと思っておりま

す。

今回の件につきまして、私はポイントが三つあると思っています。

一つは、経緯、事実の解明ということと、なぜこういうことが起きたのかという原因の究明、これが第一のポイントであると思います。

それから第二は、顕在化はしておりませんけれども、この A I J と似たような、あるいはさらにそれ以上の何か危ないものが結構あるのではないかと直観的に思います。そういうものを含め、こ

ういう問題が二度と起こらないようにするための防止策、予防策、これを早急に立てる必要がある

んじやないか、これが第二のポイントであります。

三番目は、その予防策と同時並行か、あるいは、当事者の浅川社長が出席できないというのは極めて遺憾でありますし、先ほど竹内委員からも話がございましたが、いざれきちつとした形で国会で説明をしていただくという必要があろうかと思つております。

とりあえず、きょうは、岩間参考人、村瀬参考人、神戸参考人、お忙しいところ、急な話ですけれどもお越しいただきまして、ありがとうございます。

私の方からは、持ち時間二十分でございますので、これまでもいろいろ質疑の中で部分的にそれ

だとは思いますが、きょうお見えの三人の方々、あるいは、要求をしております浅川社長以外にも、行政当局の責任ということもあるでしょうし、あるいは国会の責任ということもあるでしょうし、いろいろな意味で関係者がたくさん関係している、それぞれの責任が私はあると思います。責任の所在と責任の割合、これを明確にした上で事後処理をどうするかということにならうかと思っています。

一番簡単なのは、責任の割合に応じてそれぞれ

事後処理能力がある者が応分の負担をしていけばということになるわけですが、大体、責任の重い者ほど事後処理能力、負担能力がないというのが

事後処理をしていくのかというものが大変大きな問題にならうかと思いますが、私は、今申し上げたこ

の三つがポイントになると思っています。

それで、その三つのことについて、それぞれの方から、お考えなり、希望的なものでも結構ですし、推測でも結構ですし、新聞記事でも結構ですし、忌憚のない御意見を、きょうは参考人といふお立場ですから、何なりとおっしゃっていただいたらと思います。

第一番目に、まず、経緯、事実の解明と原因の究明ということなんですが、恐らく、今までも答弁されておられますように、いや、まだこれはいろいろ当局が調査中でとか、これからわかる話でとかという話をおつしやるかもしれません、私は、それぞれのところで、それぞれのお立場で、

いろいろと情報を得ておられることもあると思います、部分情報でも結構です。おっしゃりたいことをできるだけ、間違ついても構いません、また後で訂正すればいいわけですから。ぜひ忌憚なく、今得ておられる情報、少しでも経緯や事実の解説と原因の究明に役立つものがあれば、おっしゃっていただきたい。それが第一問。

それから、第二問は、さつき申し上げた防止策です。

防歟策というのも、これは、我々国会の立場とすれば、恐らく、立法措置等々をとつて中長期的に対応していくという課題もあるうかと思ひます。が、当面、行政当局なり、あるいはそれぞれの団体あるいは企業なり、それぞれのお立場の中での個別の具体的な予防策というものもあるうかと思ひます。そういうことも含め、皆様方が属しておられるところでできる、自分たちができる予防策、あるいは当局にお願いしたこと等々、何でも構いませんので、早急に、すぐ手をつけて、こういう対応策をとつてもらいたい、こういう要望等ございましたら、それをぜひお聞かせ願いたいと思ひます。もちろん、国会でこうこういう形の立法措置もお願いしたいということがあれば、ぜひお述べいただきたいと思います。

それから、三番目です。今後の事実関係なり責任の所在はつきりしないと、なかなかこれは、誰がどう負担していくのか、どう事後処理をするのかという問題になりますけれども、一般論でも結構ですし、それから、今回、年金のこういう問

題については初めてかもしれません、従来の、いろいろこういう不祥事があつたときの業界としての対応あるいは各団体の対応等々の前例もありますかと思います。そういう他の業界等の事例等も参考にして、ぜひ事後処理についてこういう形でやってもらいたい、あるいは、国にこういうこととして動いてもらいたい、国会においてもこういう対応をしてもらいたいというような御意見等ございましたら、これもあわせてお聞かせ願いたいと思います。

以上、私の方から三問、それぞれの参考人の順でお答えいただければと思います。

○岩間参考人 お答え申し上げます。

最初に御指摘の事実の究明、どういうことが原因だったのかということを明らかにすることは、ぜひそういうことが早く実現することを私も切に願っております。

では、その未然防止策を、今我々としてどういうことを考えているのか、あるいは個人的にもどう思うのかという御趣旨だと存じますけれども、私は、冒頭にも申し上げましたけれども、この事案というものの性質を考えますと、やはり実態というものが明らかになって、どういう要素に焦点を当てて今後の防止策も組み立てなきやいけないかということにつながると思っておりません。

階に至つております。申しわけございません。

それから、その後、損害が明確になつたときに、それをどういう形で回復できるのか、あるいは足りなくなつたところをどういうぐあいに補つていけばいいのか、こういう御趣旨だと理解させていただきましたが、今の段階で申し上げますと、先ほど私が申し上げましたように、注文をする投資家とお受けする運用業者の間の契約でございます。これは基本的には自己責任で貫かれております。そういう意味で、両当事者間でまずどうするかとお答えいたします。

その後どうなるかというのは、私は今のところ全く予測がつきません。さらに言えば、他業界でどういう例があつたかということにつきましても、私自身、ちょっと勉強不足なのかもしれません、十分掌握できておりません。

したがつて、事態が説明されて、どういうところに焦点を当てて対策を立てなきやいけないかということと並行してそういう問題も考えていくべきなのではないかなというふうなことを考えておるということをございます。

○村瀬参考人

先生の御質問にお答えいたします。

まず初めに、原因の究明、事実の説明でございますけれども、これについては、残念ながら、証券取引等監視委員会が今生懸命おやりになつている、それ以上、新聞以上のものは何もニュースとしては入つております。

したがいまして、早く原因を究明していただきまして、次につながるような形でお願いをしたい、これが一点でございます。

二点目の、A-I-J以外にあるのかないのか、また予防策はどうするのかという問題でございますけれども、まず一つは、金融庁の方が各投資顧問について調査をされているやに聞いております。

やはりその中で、A I J と同じような問題があるのかないのか含めて早急に見きわめていただくなまでは必要だらうと思います。

一方、我々のところでやらなきやいかぬのは何かといいますと、これは先ほども申し上げておりますように、厚生労働大臣のもとでのガイドラインの作成であるとか研修の中身の充実とかござります。こういうものは、間接的かもしれませんけれども、やはり防止策としてしつかりサポートします。それから次に、最後の、責任の役割の分担ですが、今回の問題につきまして、やはり基金は私はが、被害者だと思ひます。ただ問題は、では基金として、実際の運用に携わった方々について、何をされて、実際の運用をしつかり捉えていく必要があるんだろうと思います。

そういうものは、間接的かもしれませんけれども、やはり防止策としてしつかりサポートします。こういふことは、今までもお話ししましたように、選んだという経緯等も考えます。

そして、何が足りなかつたかということは、今までお話ししましたように、選んだということは、今か、国のいわゆる指定基金にならないためにどうするかということだけに注意し、選んだということがありましたので、その辺のところのもう少し突っ込んだ原因を調べる必要があるなど。

ただ、今本当に新聞報道しかわかりませんので、A I J に問い合わせても、返つてくるのは、それが終わつてからという返事しかございません。先ほどお話の中にありました方がきようは欠席ですから、ここでも聞こうと思つていたんですが、私も皆さんと同じような立場で。とにかくどうなつたんだということが知りたくて、ここへ参加させていただいています。

それから、現在自分たちが置かれている責任と明等、どういう基本書類をもらつてあるのか、それから契約当事者、関連当事者、契約内容、運用内容、やはりこういうものをできる限りつまびらかに、きつと管理するということが大事だらうと思つておりまして、この部分につきましては、先ほど申し上げましたように、被災をされた基金

でお集まりになつた方々についてはしつかり説明申し上げてやつていく必要があるんだらうと思ひます。

さらにそれを超えた処理については、申しわけございませんが、今の段階でお答えする立場にございません。

○神戸参考人

お答えします。

まず、原因ということは、今までお話ししましたように、選んだという経緯等も考えます。

そして、何が足りなかつたかということは、今か、国のいわゆる指定基金にならないためにどうするかということだけに注意し、選んだということがありましたので、その辺のところのもう少し突っ込んだ原因を調べる必要があるなど。

ただ、今本当に新聞報道しかわかりませんので、A I J に問い合わせても、返つてくるのは、それが終わつてからという返事しかございません。先ほどお話の中にありました方がきようは欠席ですかといいますか、全国を一本にしたということは、皆さんの総意のもとにしたわけです。そして、認可もいただいてやつた結果が、今のことに関してももちろん責任というのは感じておりますし、

ですから、おかげさまで、前にそういう措置をしたといいますか、全国を一本にしたということは、皆さんの総意のもとにしたわけです。そして、認めもいただいてやつた結果が、今のことに関してももちろん責任というのは感じておりますし、

ただ、皆さんに直接迷惑をかけないということでの説明だけできています。それから、元本といいうのは、いわゆるガイドラインで示されております、厚生年金基金の資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインという中で、基金に対し善管注意義務及び忠実義務を負うということの中で十分に果たしていなかつたかということを思つて御報告もさせていただいております。

ですから、これからもう少し様子を見ないと皆さんへの説明が十分に果たせないんじやないかと、いうことを思つております。これは沖縄から北海道まで加入者がいますので、その方々に一軒一軒

回るという至難もござりますので、組合を通じて行っています。もちろん、個別に企業からの問い合わせ、それからこちらから出向くことも考えたりして、今のところ考えております。

そこで、最後に、行政に対するという御質問でございました。

お手元に、先ほどから何回もスキームの話をさせていただいておりますが、こここの点を踏まえながら、スキームの改善ということで申しますと、私たちがこれを運営していく中で、今回のようなことも予測しながらも来たわけですが、信託銀行から毎月報告される信託財産状況報告が虚偽記載のまま基金に報告されるようなことが全く想定外でしたので、ここがどういう形でチェックできるか。または、銀行において、投資顧問会社とかそういうところに対しての権限がどうだったかとかいうようなことを今問い合わせをしている最中でございます。

それから、投資顧問会社を使うためには、信託銀行がかかるなければできません。ですから、そのところのスキーム構築、これを我々が見て十分に理解できるようなものにしていただければなというふうに思っております。

また、現在、結果は起こっていますので、今年度の決算が、直近の決算がどういうふうにできるかということは、これがはつきりするまでは全くわからないものですから、これも財政的な支援とか方策、対応について柔軟に検討していただければというふうにも思っております。

今後とも、将来にわたって安心のできるような

基金制度の構築をぜひしていただきたいというふうに思っております。

○豊田委員 質問時間がもう終了しましたので、私の方から、もうあえて質問はいたしませんが、一言だけ申し上げておきます。

村瀬参考人、神戸参考人、それぞれのお立場で、むしろ今回被害者という感じでございますが、それぞれの責任も多少私はあろうと思います。その反省に立つて、特に加入者または年金を受けておられる方々、その方々の不安をできるだけ早く一掃していただくというか、その努力は引き続き、村瀬参考人、神戸参考人、お願いたしたいと思います。

最後に、岩間参考人、一言申し上げておきますが、岩間参考人が会長を務めておられるところのメンバーが起こした、これが最大の原因であり、一番もどとなる、最も責任が重いところだと私は思います。

これは恐らく刑事案件になると想いますが、くeregretも、お答えは、きょうこれ以上の答弁はお立場上無理だとは私は思いますけれども、もう少し、業界として、こういうことが二度と起こらないよう、もっと防止策を具体的に、当局任せではなく、業界の中ででもきちっとそれを行うという、先ほど他の委員からも質問がありました、その努力を一層していただくこと、場合によつては

立法措置も含めて検討させていただくということも最後に申し上げて、岩間参考人の今後の御検討をよろしくお願ひしたいと思います。
以上です。

○海江田委員長 もうそろそろ時間でございますので、手短に。

○豊田委員 はい。国会として、そういうことを